

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成24年12月27日 午後3時00分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の解約通知について
- 報第 4号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 5号 使用貸借の解約通知について
- 報第 6号 農地法適用外事実確認証明について
- 報第 7号 農地潰廃通報について
- 報第 8号 作付変更届について
- 報第 9号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 35名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 2番 鶴 卷 純 一 委員 |
| 3番 清 水 栄 委員 | 4番 村 井 善一郎 委員 |
| 5番 熊 倉 睦 委員 | 6番 捧 譽 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 9番 佐 藤 満 委員 | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 鶴 卷 俊 樹 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員 | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 23番 野 崎 文 夫 委員 | 24番 高 山 博 委員 |

25番	佐藤裕雄	委員	26番	阿部新一郎	委員
27番	星野英治	委員	28番	藤田吉則	委員
29番	渡邊一英	委員	30番	原正利	委員
31番	小師勉	委員	32番	目黒伸一	委員
33番	山田佳典	委員	34番	蒲澤正	委員
35番	小林六一	委員			

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局長	大坂純司
事務局次長	渡邊博之
経営基盤係副参事	麦倉政勝

午後3時00分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

皆様におかれましては、年末におかれて大変忙しい中、ご出席賜り、誠にありがとうございました。

それで、私のほうから連絡と報告をさせていただきます。今月6日に、県の国会議員選出の参議院のほうへ出向きまして、予算要請、「向日葵」にも書いておきましたが、食料・農業・農村基本政策確立に向けた予算確保と具体的施策に関する提案決議書と、それからTPP交渉の参加反対を求める意見書をそれぞれ参議院の国会議員、県選出議員の方に提出して来ました。衆議院解散ということで議員の方はほとんどおられません、秘書に渡してきたわけでございます。時期が大変悪い時期だったのではないかなと思っておるしだいです。政権が替わり、自民党政権の中でどういうふうに変わって行くか、まず経済の動向を良くして行くという話になっておる次第です。先般18日の県の常任会議の時にも研修会を行っており、全国農業会議の専務理事、松本専務理事より今後の動向というものに対して説明受けてきました。所得補償が一体どういうふうな形で変わってくるのか、このままで行くのか、これは今現在のところは分かりませんという話をされておりましたし、TPPについては内閣が、考え方によっては参加するのではないかということをお話しされておりました。断固農業会議としては反対を表明していくことになっております。そういうことで、いましばらく動向を見ていかなければならないと思っているわけでございます。

それと同時に、予算の絡みで、来年度、1月に国会が開催されるわけでございますが、きょうの新聞を見ますと農業予算というものは微妙に考えていかなければならないということが記事に載っておりました。恐らく削減の筆頭項目になっているのではということをお松本専務理事がおっしゃっておりました。それで18日に県の常任会議でその研修

会を受けて来たわけでございます。

そのほかに、12月4日には農業者年金加入促進対策会議が三条で開催されました。

それから、12月6日、先ほど言ったように農業会議、全国農業委員の会長が東京に集まりまして国会議員に要請してきたわけでございます。

そんな中で、また全国農業大会においては全国から人・農地プランが現在どのようになっているのかということ参考事例で事例発表がされました。本当にやっている所もあるし、これからやらなければならないという地域もございませぬ。この人・農地プランというのは大変難しい問題ではないかなと思っているわけでございませぬ。話は前後しますが、この人・農地プランの内容についても恐らく自民党の政策の中で考えていくのではないかな、補正をしていかなければならないのではないかなということ話をされました。それに対してどういうふうに変更になってくるか分かりませぬけれども、1月下旬あるいは2月の中旬には農業政策の方針というものはきちっと揃うのではないかと、私もそう思っているわけでございませぬ。その辺で私の報告事項を終わらせていただきます。

簡単ですが、開会の挨拶に代えさせていただきます。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席35名、欠席ゼロで会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。9番、佐藤満委員、26番、阿部新一郎委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

34ページをごらん願います。今月の申請は、新規設定68件、38万6,470.45㎡、再設定111件、58万6,590.3㎡、利用権移転1件、6,517㎡、所有権移転1件、2,879㎡であります。合計では181件、98万2,456.75㎡であります。

戻りまして1ページをごらん願いたいと思います。1ページの280番から順に説明いたします。

280番は、南入蔵地内の農地1筆、2,879㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約95万円であります。

281番は、塚野目ほか地内の農地4筆、3,021㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

282番は、鬼木新田地内の農地1筆、3,312㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

283番は、井栗地内の農地2筆、2,148㎡を新規により2年間利用権設定する

ものであります。

284番は、鶴田1丁目ほか地内の農地7筆、5,516㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

285番は、鶴田1丁目ほか地内の農地10筆、7,334㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

286番は、鶴田1丁目地内の農地4筆、3,843㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

287番は、福島新田ほか地内の農地6筆、4,151㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

288番は、新堀地内の農地1筆、2,999㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

289番は、新堀地内の農地2筆、420㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

290番は、新堀地内の農地1筆、3,000㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

291番は、福島新田ほか地内の農地6筆、1,722㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

292番は、新堀地内の農地1筆、3,006㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

293番は、新堀地内の農地1筆、2,650㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

294番は、新堀地内の農地1筆、3,001㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

295番は、蔵内地内の農地1筆、5,030㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

296番は、蔵内地内の農地1筆、3,631㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

297番は、安代地内の農地9筆、1万5,953㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

298番は、駒込地内の農地5筆、2,218㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

299番は、棚鱗地内の農地11筆、1万4,251㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

300番は、月岡ほか地内の農地16筆、8,152㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

301番は、下保内地内の農地1筆、6,504㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

302番は、上保内地内の農地2筆、1,483㎡を新規により5年間利用権設定す

るものであります。

303番は、福島新田地内の農地1筆、1,059㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。

304番は、白山新田地内の農地1筆、3,409㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

305番は、北潟地内の農地13筆、6,173㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

306番は、東三条2丁目ほか地内の農地4筆、4,792㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

307番は、柳川新田ほか地内の農地7筆、8,826㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

308番は、上保内地内の農地9筆、3,900㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

309番は、下保内地内の農地6筆、4,043㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

310番は、大沢地内の農地5筆、7,294㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

311番は、西中ほか地内の農地10筆、8,402㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

312番は、大島地内の農地1筆、208㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

313番は、井戸場地内の農地5筆、4,461㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

314番は、井戸場地内の農地6筆、5,951㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

315番は、蔵内地内の農地1筆、8,206㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

316番は、原地内の農地10筆、7,654.85㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

317番は、島潟ほか地内の農地16筆、6,419㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

318番は、北五百川地内の農地5筆、1,405㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

319番は、荒沢地内の農地6筆、2,119.63㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

320番は、曲谷地内の農地1筆、1,459㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。

321番は、原地内の農地1筆、1,000㎡を新規により6年間利用権設定するも

のであります。

322番は、三貫地新田地内の農地1筆、694㎡を新規により7年間利用権設定するものであります。

323番は、原ほか地内の農地9筆、6,489㎡を新規により7年間利用権設定するものであります。

324番は、北五百川地内の農地4筆、4,163㎡を新規により8年間利用権設定するものであります。

325番の1は、柳沢ほか地内の農地3筆、1,051㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

326番の1は、東大崎1丁目ほか地内の農地14筆、1万5,587㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

327番の1は、上保内地内の農地23筆、1万5,059㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

328番の1は、上保内地内の農地19筆、1万345.91㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

329番の1は、石上3丁目ほか地内の農地12筆、9,951㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

330番の1は、井栗ほか地内の農地19筆、2万845㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

331番の1は、東鱈田地内の農地14筆、1万4,855.9㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

332番の1は、上保内地内の農地8筆、5,259㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

333番の1は、白山新田地内の農地9筆、1万9,884㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

334番は、塚野目ほか地内の農地10筆、9,550㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

335番は、新保地内の農地7筆、4,059.16㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

336番は、大宮新田ほか地内の農地7筆、6,584㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

337番は、柳川新田地内の農地9筆、7,156㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

338番は、塚野目地内の農地7筆、8,400㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

339番は、三貫地新田地内の農地1筆、2,023㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

340番は、柳川新田ほか地内の農地6筆、6,767㎡を新規により10年間利用

権設定するものであります。

341番は、牛野尾地内の農地1筆、3,314㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

342番は、荒沢地内の農地7筆、8,050㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

343番は、鹿峠地内の農地1筆、418㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

344番は、檜山地内の農地6筆、6,542㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

345番は、檜山地内の農地1筆、2,140㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

346番は、諏訪3丁目地内の農地4筆、2,385㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

次の347番から33ページの457番までの111件につきましては、再設定でありますので、説明を略させていただきます。

続きまして、33ページをごらん願います。458番は、柳場新田ほか地内の農地4筆、6,517㎡を2年間利用権移転するものであります。

459番は、籠場地内の農地2筆、990㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。

460番は、飯田ほか地内の農地8筆、3,782㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。

35ページをごらん願います。304番の2から333番の2までの枝番がついております10件、11万6,246.81㎡につきましては、農地利用集積円滑化事業で新規設定により6年間から10年間の利用権設定をするものでありますので、議案中の枝番1と枝番2は連動しておりますので、そのようにごらんいただきたいと思います。

いずれも申請人の書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果報告を願います。

第3調査部会長、4番、村井委員は坂井代理の隣に着席願います。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

それでは、第3調査部会の調査結果についてを報告いたします。

第3調査部会は、12月21日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理の出席のもとに会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前11時に閉会いたしました。

只今意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定68件、再設定111件、利用権移転1件、所有権移転1件、合計件数181件、面積にして98万2,456.75㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りいたします。議第1号につきましては、只今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議無いものと認めます。

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

議案の41ページをごらん願います。今月の申請は、11件の申請で、合計3万7,498.52㎡であります。

戻りまして39ページの58番から順に説明いたします。

58番は、島川原ほか地内の農地4筆、832㎡を譲り受け人が相手方の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約85万円であります。

59番は、代官島地内の農地9筆、1,034.91㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約90万円あります。

60番は、飯田地内の農地1筆、82㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円あります。

61番は、原地内の農地1筆、892㎡を譲り受け人が代替地取得のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約50万円あります。

6 2 番は、濁沢地内の農地 2 筆、3 2 3 m²を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、1 0 a 当たり約 3 0 万円であります。

6 3 番と 6 4 番は、柳川新田地内の農地 1, 0 1 1 m²を譲り受け人、譲り渡し人が相互の交換により取得するものであります。

6 5 番は、金子新田地内の農地 1 筆、3, 0 0 2 m²を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、同一世帯内後継者が贈与により取得するものであります。

6 6 番は、蔵内地内の農地 1 0 筆、1 万 6, 5 1 8 m²を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

6 7 番は、上大浦地内の農地 1 3 筆、1 万 1, 6 6 1 m²を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

6 8 番は、牛野尾地内の農地 1 2 筆、1, 1 3 1. 6 1 m²を経営の若返りを図るため、同一世帯内後継者が使用貸借権を設定するものであります。

いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなどから、許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

第 3 調査部会長（4 番村井善一郎委員）

議第 2 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』は、売買によるもの 5 件、交換によるもの 2 件、贈与によるもの 1 件、使用貸借によるもの 3 件、合計件数 1 1 件、面積 3 万 7, 4 9 8. 5 2 m²で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果などの詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りいたします。議第 2 号につきましては、只今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

42ページをご覧願えますでしょうか。今月の申請は、3件の申請で、合計3,343㎡であります。

戻りまして23番から説明いたします。

23番は、南四日町4丁目地内の農地1筆、462㎡を駐車場用地として利用したいものです。場所につきましては、嵐南公民館南側約100m付近でございます。農地は、第3種農地に該当しております。

24番は、月岡2丁目地内の農地1筆、181㎡を住宅敷地として利用したいものです。場所につきましては、聖母幼稚園西側50m付近で、第3種農地に該当しております。

25番は、今井地内の農地2筆、2,700㎡を賃貸借により取得し、資材置き場として許可を得ましたが、2筆のうち1筆、1,229㎡を売買により取得し、引き続き資材置き場として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円であります。場所につきましては、老人ホーム長和園の西側300m付近で、第3種農地に該当しております。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして3件、面積にして3,343㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認の結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

14番、村山委員。

14番（村山佐喜雄委員）

23番の方なのですけれども、6分の1ずつなのですけれども、これ生活の安定とい

うふうに、どなたの生活が安定するのでしょうか。皆さん方々に住んでおられるみたいなのですけども。地元の人が居ないみたい。

事務局（大坂事務局長）

贈与によりご子息の方、それからもしくはそのご夫婦の方が贈与を受けられまして、そこで貸し駐車場として利用したいということでございます。その場所につきましては、嵐南公民館すぐそばの住宅地の中ということで、駐車場の用地として利用があるということでございまして、貸し駐車場として利用したいということでございます。その貸し駐車場の賃料につきましては、申請者の方に賃借料として渡るのではないかとというふうに考えております。

以上です。

議長（野崎会長）

村山委員、よろしいでしょうか。

14番（村山佐喜雄委員）

はい。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

ご発言が無いようですので、お諮りいたします。議第3号につきましては、只今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議無いものと認めます。

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。

43ページをごらん願います。今月の申請は、1件の申請で、462㎡であります。

17番を説明いたします。

17番は、先ほど事業計画変更承認申請での農地法第4条の許可申請でありますので、説明を省略させていただきます。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして1件、面積にして462㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

ご発言が無いようですので、お諮りいたします。議第4号につきましては、只今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、只今許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。

今月の申請は、46ページをご覧願えますでしょうか。13件の申請で、合計8,791㎡であります。この合計面積には、45ページの100番と101番の取り消し案件の面積は含まれておりませんので、よろしく願いいたします。

戻りまして44ページの97番から順に説明をいたします。

97番は、先ほど事業計画変更承認申請での農地法第5条の許可申請でありますので、説明を略させていただきます。

98番は、先ほど事業計画変更承認申請での農地法第5条の許可申請であります。事業計画承認では、開発面積が2,700㎡でございましたけれども、その2,700㎡のうち1,229㎡を売買で取得するものであります。現地については、資材置き場として変わらず使用するというところでございますので、以下の説明を略させていただきます。

99番は、島川原地内の農地1筆、67㎡を売買により取得し、農舎1棟の用地とし

て利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2,000円であります。場所につきましては、島川原集落東側で、五十嵐川左岸堤防から50m付近です。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

100番は、栗林地内で、平成24年11月16日付で住宅1棟、カーポート2台分の用地として5条許可を受けた2筆、199㎡の許可を取り消したいものです。場所につきましては、上林小学校から西へ100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

101番は、西本成寺2丁目地内で、平成7年9月25日付で倉庫1棟の用地として5条許可を受けた1筆、1,024㎡の許可を取り消したいものです。場所につきましては、旧斎場入り口の国道8号線の交差点から南東側200m付近であります。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

102番は、東新保地内の農地5筆で、2,847㎡を売買により取得し、宅地造成13区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円であります。場所につきましては、JR三条駅北東側200m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

103番は、新光町地内の農地2筆で、1,893㎡を売買により取得し、建て売り住宅8区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円であります。場所につきましては、厚生連三条病院北西側500m付近であります。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

104番は、柳場新田地内の農地1筆、53㎡を贈与により取得し、駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、須戸新田集会所北側200m付近です。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

105番は、今井地内の農地1筆で、472㎡を売買により取得し、資材置き場の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万円あります。場所につきましては、老人ホーム長和園の西側300m付近で、第3種農地に該当しております。

106番は、下須頃地内の農地3筆、157㎡を賃借権の設定により携帯電話基地局アンテナ建設工事に伴う仮設用地として平成25年1月21日から平成25年12月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、石上大橋の西詰め国道8号線の交差点から北東側へ200m付近で、第3種農地に該当しております。

107番は、鶴田2丁目地内の農地1筆で、1,427㎡を売買により取得し、住宅1棟、貸し駐車場39台と通路の用地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,000円あります。場所につきましては、三条東高等学校北側300m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

108番は、尾崎地内の農地2筆、201㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条警察署尾崎駐在所の西側500m付近であります。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

109番は、帯織地内の農地4筆、264㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場

2台分の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円であります。場所につきましては、JR帯織駅から西側400m付近であります。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件を全て満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして13件、面積にして8,791㎡で、101番、102番、103番、107番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

ご発言が無いようですので、お諮りいたします。議第5号につきましては、只今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、只今許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第3調査部会長、村井委員におかれましては大変ありがとうございました。自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

以上をもちまして議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第9号まで続けて事務局より説明願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

以上をもちまして、きょうの案件を終了させていただきました。どうもありがとうございました。

そのほか皆様のほうでご発言がございませんでしょうか。

1 番、大桃委員。

1 番（大桃伸之委員）

1 番、大桃です。以前私が意見として申し上げました収入印紙のことについて、今回発行の「向日葵」の内容で掲載していただきまして、どうもありがとうございました。編集長、そして編集委員の方、合せてありがとうございました。また、とても良い反響をいただいていることも合せて報告させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（野崎会長）

どうもありがとうございました。

そのほかございませんでしょうか。

1 6 番、大竹委員。

1 6 番（大竹正信委員）

今ほど大桃委員言われた農業委員会だよりなのですが、9月の29日から4回の編集会議を経まして、15号ということで12月12日に発行いたしました。農区長さんを通じまして各農家に配布されていると思いますが、今ほど言われたように大桃委員さんから収入印紙の件で情報をいただきまして、あとまた森町の方から水害でお墓が流れたという件で取材依頼などいただきまして、いい情報提供ができたのではないかなと思っておりますが、次回の来年の7月号におきましても皆様より情報提供、原稿などご協力いただくこともあるかと思いますが、その際はよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。ただいま意見なのですが、各地域それぞれ委員の方がおられますが、地域の情報あるいは状況というものを「向日葵」のほうへ載せていかなければならないかと思うのですが、その点どうかご協力のほどよろしく願いいたします。

他にございませんでしょうか。

無いようですので、次回の調査部会、8番、刈屋委員、お願いいたします。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

それでは、来月は第2調査部会の当番でございます。1月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席お願いいたします。

以上で報告終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

来月の調査部会は、第2調査部会で1月25日午前9時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

なお、来月の総会は31日に予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。私のほうから一言御礼の挨拶申し上げたいと思います。今年度、会長に任命されまして、5月1日より今回までやってまいりました。これもひとえに皆様のご協力のおかげだと私は考えておる次第でございます。本当にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午後4時00分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 9 番）

議事録署名委員（26 番）
